

障がい者手帳を交付します

問 福祉課 障がい福祉係

☎ 7733・6675
F 7733・6723

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、視覚・聴覚・言語・肢体不自由・内部機能などの障がいによって該当すると認定された人に対して交付されるもので、各種福祉サービスを受けるために必要になります。障がいの程度により1級から6級までの等級があります。

対 身体機能に永続する障がいがあり、身体障害者障害程度等級表に該当する人

申請に必要なもの

・ 指定医師の診断書（3か月以内に作成されたもの）

※ 指定医師とは都道府県または政令市の指定を受けた医師です

・ 顔写真2枚（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）

・ マイナンバー（個人番号）のわかるもの

※ 代理人が窓口に来る場合は申請者の委任状と代理人の本人確認書類（運転免許証など）もご用意ください

療育手帳

知的障がい児・者が各種福祉サービスを受けるために交付される手帳

です。AとBの等級があります。

対 児童相談所または知的障害者更生相談所で、知的障がいであると判定された人

申請に必要なもの

・ 顔写真2枚（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）

※ 申請後、別に指定される日に、南魚沼児童相談所（南魚沼知的障害者更生相談所）で面接判定を行います

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を持ち一定の障がいの状態であると認定された人に交付されるもので、各種福祉サービスを受けるために必要になります。障がいの程度により1級から3級までの等級があります。

※ 手帳の有効期間は2年間

対 精神に疾患があり、初診から6か月以上経過している人で、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人

※ 知的障がいは含まれません

申請に必要なもの

・ 顔写真1枚（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）

・ マイナンバー（個人番号）のわかるもの

・ 次のいずれか
① 年金証書が振込通知書（精神障がいによる障害年金を受給して

いる人）

② 診断書（精神障がいによる障害年金を受給していない人）

※ 代理人が窓口に来る場合は申請者の委任状と代理人の本人確認書類（運転免許証など）もご用意ください

共通事項

受付窓口

福祉課 障がい福祉係、大和・塩沢市民センター

※ 診断書の用紙などは受付窓口にあります

災害時に備え、避難行動要支援者名簿を作成しています

問 福祉課 高齢福祉係

☎ 7733・6667

災害時に自力で避難するのが困難だと思われる人（避難行動要支援者）に迅速な避難支援を行うため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

名簿の登録内容と用途

要支援者の名前・生年月日・性別・住所・電話番号・避難支援を必要とする理由などを掲載します。行政区などで災害時や地域での見守り活動、防災訓練などの際に活用します。名簿への登録手続き
対象者に「避難行動要支援者名簿

登録 情報提供同意書」を送付します。同意書を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

※ 同意しない場合も提出が必要ですが、次のいずれかに該当する在宅の人（施設、病院などに長期の入所・入院をしている人は対象外）

・ 要介護認定3以上の認定者
・ 身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている者

・ 療育手帳Aの交付者
・ 侵襲的人工呼吸療法・非侵襲的人工呼吸療法難病患者

・ 頻回吸引を要する難病患者
・ 在宅酸素療法難病患者
・ 在宅人工透析療法難病患者

・ 日常生活動作が低下しているか、災害時に移動が困難な難病患者
・ その他市長が支援を必要と認めた者

※ 災害時には、名簿情報の提供への同意がなくても情報を行政区などに提供します

